

図書館における著作物等の利用 をめぐる最近の動向

土屋俊
(千葉大学)

<http://CogSci.L.chiba-u.ac.jp/~tutiya/Talks>

最近の動向とは？

- 著作権等管理事業法の施行(2001年から)
- コンピュータ,インターネット等を活用した著作物等の教育利用に関する研究協力者会議(2000年秋に報告)
- 文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ(2001年冬に報告)
- 文化庁図書館等における著作物等の利用に関する当事者による検討など(2002年冬から)
- 14年度の著作権分科会の審議へ

経緯

- 平成12年3月
 - 旧文部省生涯学習局に研究協力者会議を設けて
 - コンピュータ、インターネット等を活用した著作物等の教育利用について 検討
- この前提としては、
 - 初中等教育におけるコンピュータ利用の進展
 - 小中高学校のインターネット接続の急激な進展
 - バーチャルエージェント
 - さまざまな関連問題
 - 図書館、インターネット一般、Open Source

一般的背景

- “Privatization of information”論
 - 情報は誰かによって作られ、使う人はその使用に対して対価を支払わなければならない
 - アメリカ、ヨーロッパにおける知的財産権関連法律の改正 (WIPOの国内法対応)
 - 権利者よりの判例 (The New York Times Co. v. Tasiniなど)
- 図書館としては、公益性を強調
 - アメリカにおける fair use
 - EU Directiveの状況
 - しかし、明確な対立

図書館における電子図書館的機能

- 平成8年学術審議会の建議「大学図書館における電子図書館的機能の拡充・強化について」
 - Digital preservation
 - Paperless library(要するに、スキャニング技術?)
- 「印刷媒体からデジタル媒体へ」
- 著作権の問題への波及に関する安易な危惧
 - 複製が作りやすい媒体だ
 - 複製が質的劣化を起こさない
 - ネットワークによる共有は情報の買い手を減らす

情報化は著作権問題を複雑にしているか

- 「自由に複製が作れる」環境論
 - 権利者側からみれば危険
 - 利用者側からみれば非常に便利
 - したがって、権利者側尊重の法制度が必要
- しかし、インターネットの時代であれば、提供の際には利用に関する契約が行なわれる。所有権の移動をともなう売買ではない
- したがって、契約が守られる限り、ほとんど著作権の侵害はありえない
- ただし、紙媒体の利用にかかわる電子的手段の利用については、さまざまな問題が残る(典型的には電子的複製など)

電子ジャーナルの急速な普及

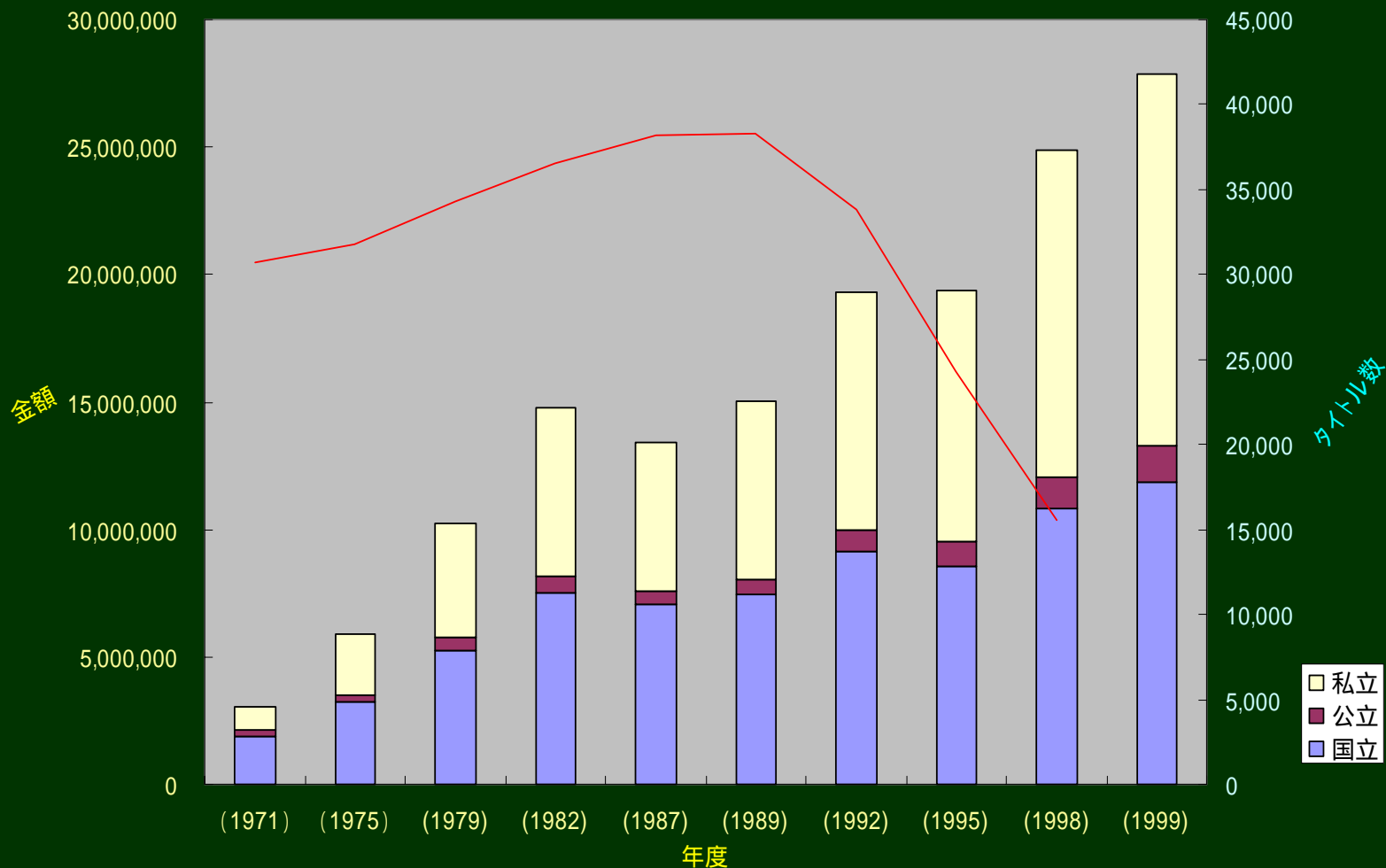
- 1999年から2001年で大きな変化
- 失われた10年間の発見(価格高騰と電子化)
- 2000年9月から2002年3月で、コンソーシアム形成への移行(国立大学)
- 「電子図書館」像の大きな変化
 - アクセス支援
 - 資料保存
 - デジタル基盤の状況 **すべて契約**
- SPARCなどの動き
 - 機関サーバへの掲載と著作権など

受け入れタイトル数：外国雑誌購入費

単位:千円

日本国内図書館の外国雑誌購入費および受け入れタイトル数

但し1982年度までは和雑誌も含む



電子図書館における著作権問題とは

- 基本的には、ライセンスによるので、著作権「法」的問題は後退するかもしれない
- ライセンス交渉が著作権をめぐる主戦場
 - 研究者による学術コミュニケーションの自主管理
 - Walk-in use、ILL利用、
 - アーカイブ しかし、学術においては利用者は著作権者
- 「新しい時代」の到来は否定できない
 - しかし、著作権「問題」は不透明

著作権分科会WGへ

- 「教育現場における著作物の利用」(35条)
 - － 遠隔授業、合同授業、公開講座での利用(教材を見せるところを放送・通信する)
 - － [総合的学習]なども含めて、教師でなく、児童・生徒が複製物を作る(プリントアウトも)
 - － 複製によって作成された教材の共有
 - － 遠隔試験における利用
- 「図書館における著作物の複製」(31条)
 - － コイン式コピー、ILLにおけるFAX利用(大学にとっての2つの懸案)
 - － 一定の制限の妥当性(分量、種類、目的など)
 - － 電子図書館、媒体変換

WGの目的

- 31条の改正を必要とするか、必要ならばどのような改正をするべきかを検討
- 権利者、利用者からの現状における問題点、それに基づく要望を集約
- 両者が合意できる点について、法律改正の方向を探る
- 法律改正のためには、他の条項の規定内容との調整が必要(それは親委員会で行なう)

利用者側の要望

- 公衆送信権の制限
- 非定期刊行物所載の著作物全体の複製
- 再生機器の入手困難な際の(保存のための)媒体変換
- 録音図書が無許諾作成の範囲の拡大
- インターネット端末からプリントアウトすること
- 図書館内の利用に限定して資料の無許諾のデータベース化
- (一人1部、一部分、相当期間などについては要望せず。)

なぜ「一部分」問題を取り上げなかったか

- 図書館の複製全体にかかわる補償金制度とのかかわり
 - 権利制限として規定すると、
 - 図書館において複製は行ってよい
 - ただし、補償金を支払うものとする
 - となる(現行のようでは一律補償金にする意味がない)
 - このときの適正な補償金は1枚2円ではない(だろう)
 - 補償金の分配には統計が必要だろう
- 報酬請求権論はとりあえず、許諾権を前提とする31条とは無関係

公衆送信権の制限の要望

- FAX送信は公衆送信であるという解釈
- Internet利用した送信(ILLの場合はArielなど)も当然、公衆送信
- しかし、現在郵送による複写物の提供は実態として行なわれており、権利者やJRRC(1993)としても認めざるを得ないと考えている
- 現在、手渡し以外の方法(郵送)による提供は10%以下であるので、複製の全体に影響しない
- FAX送信、Internet送信は郵送に準じる提供の方法と考えられる
- したがって、公衆送信権の制限を要望

図書館における複製物提供手段

通信される複製物

、 コピー機(郵送):紙の移動

、 Fax:紙 紙(原複製物の廃棄)

、 インターネット通信:
メール添付、ファイル転送:
紙 ファイル ファイル 紙
(原複製物の廃止とファイルの消去)

複製物の様態

、 : 紙(アナログ)

、 Fax:紙(アナログ)の電話回線通信

、 : インターネット通信

・PC上では、デジタルファイルで通信したのち紙(アナログ)に出力

・PC上のデジタルファイルはOCRなどを介したテキストデータベースではなく、ページイメージの画像情報

・電子透かし技術等電子的複製物の遡及的保護手段が必須



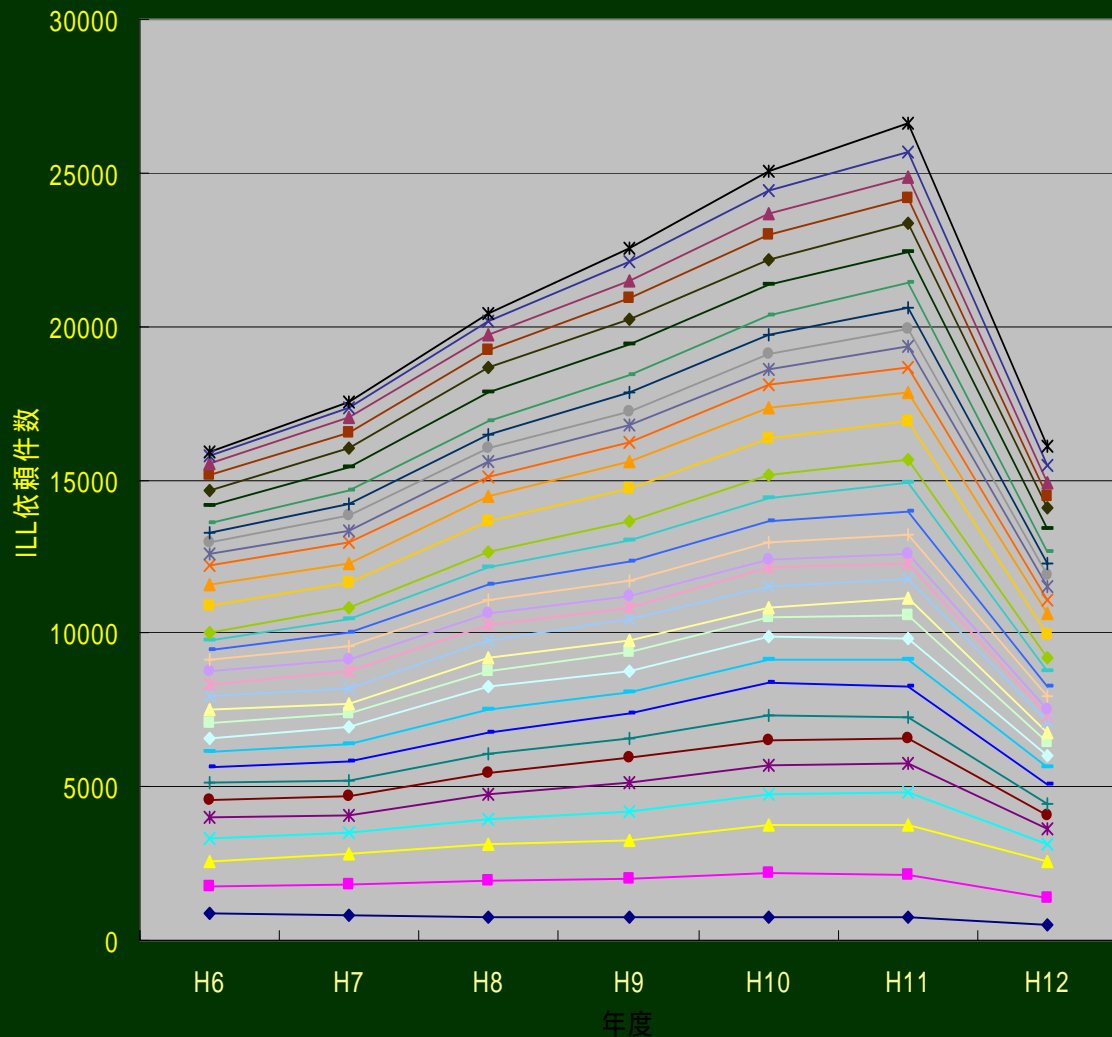
ガイドラインの考え方

提供形態	図書館の役割
: 複写物の利用者への郵送 : 複写物の図書館への郵送	図書館は複写依頼内容を31条の範囲内かどうかを判断
: 利用者へのfax通信: : 図書館へのfax通信:	送信図書館は原複写物破棄 送信図書館は原複写物破棄
: 図書館へのインターネット通信:	送信図書館は原複写物破棄とファイル消去
(A) 受信図書館がプリンター出力して利用者到手渡し	受信図書館はファイル消去
(B) 受信図書館から利用者へインターネット通信	図書館側は電子透かし組み込み
: 利用者へのインターネット通信:	送信図書館側は原複写物破棄とファイル消去 図書館側は電子透かし組み込み

権利者側の反応

- 学術研究のための迅速な情報提供の必要性は理解できる
- しかし、
 - 電子的ファイルが作成されることには懸念
 - ガイドラインによる対応
 - 全体の量の問題が重要
 - 複製の全体に対してごくわずか(NACSIS-ILLで100万件かつ頭打ち)であり、複製全体の量への影響はほとんどない
 - かつ、大学間ILLは電子ジャーナル化によって大幅に変容の可能性あり、したがって、複製全体の量を減らすかもしれない

NACSIS-ILLにおけるElsevier刊行雑誌の依頼件数(積上げグラフ)



- *— Chemosphere
- x— Free radical biology & medicine
- ▲— Physiology and behavior
- Neuroscience
- ◆— Tetrahedron
- Tetrahedron letters
- Solid state ionics
- +— Journal of non-crystalline solids
- European journal of pharmacology
- *— Journal of crystal growth
- x— Surface science
- ▲— Chemical physics letters
- FEBS letters
- ◆— Cancer letters
- Mutation research
- Journal of chromatography. A
- +— Journal of immunological methods
- Journal of electroanalytical chemistry and interfacial electrochemistry
- *— Physica. C, Superconductivity
- x— Journal of hepatology
- ▲— Journal of membrane science

非定期刊行物所載の著作物全体の複製

- 現在でも定期刊行物ならばOKであるのに、内容的にほとんどかわらないものがないのは学術研究などの目的の実現を阻害
- テクニカルペーパー、紀要などの非定期逐次刊行物および記念論文集などの単行本
- 権利者側としてほぼ容認可能であるが、
 - 文芸作品の場合にはずいぶん違う(芥川賞受賞作品一挙掲載、連載を複製して合本)
- 学術関係と文芸関係との実態および意識に関する乖離が見えてきている(?)

技術が日進月歩するなかでの保存

- 技術の進歩
 - 計算機関連、アナログ技術、アナログ デジタル
- 保存の目的との調整
 - 再生手段が失われてしまうことへの対応が新規
- 権利者からは
 - 将来におけるビジネスチャンスを奪うことになる
 - 媒体変換といってもデジタル化だったら、提供も容易になるではないか
- 法律改正は絶対必要か？ 現行法の「保存」の項の運用ではだめか？ 少なくとも合意された「ガイドライン」は必要

録音図書は無許諾作成の範囲の拡大

- 現在、点字図書館のみ無許諾でよい(37条)
- 公共図書館は許諾を申請し、90%くらい無償で実施
- 福祉増進の立場から、公共図書館へも拡大を
 - 利用者の限定は同様に制御できる
- 権利者は、あまりそれを信用していない
 - 権利者側における対応の努力
- 視覚障害者以外の障害者への対応
- 実際に、さまざまな理由から録音してほしくない著作権者がいる(人格権の保護となると強制できない)
 - 品質、方言、間違い、音質
- 障害者対応の原則の確立が必要(基本法はあるが)

その他

- インターネット端末からのプリントアウトすること
 - この場面だけではない(インターネット・カフェ、)
 - 「黙示の許諾」論
- 図書館内の利用に限定して資料の無許諾のデータベース化
 - そもそも「電子図書館」とは何か、どのようになっているのか
 - 今の図書館に「電子化」の余裕はあるのか

権利制限縮小の要求

1. 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
2. 図書館資料の貸出について補償金を課すこと
3. 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
4. その他
 1. 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
 2. 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること

- 「最終利用目的が、収益活動であるときは、『調査研究』目的といえども、コストの中に著者権使用料を含めるべきである」という理屈
- 現在の「解釈」は、それは「調査研究」の目的を限定しないとしている(図書館のサービス対象の限定?)
- しかし、現場で商業目的とそうでないものを区別できるか(開業医の調査研究はどうする?)「実効性担保論」
- 専門図書館の問題(「会員館」という概念)
- 権利者からみて本当に退治したいのとは何か?

貸与権の制限とその補償

- 貸与権の現状

- 26条の3による定義「著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」
- 38条の4「公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。」

- 貸与権の制限 + 補償金(38条の5のようなもの?)

補償金とは

- 制限への代償
- 使用許諾ではない
 - 権利者との契約によるものではない
 - 権利者は許諾できない(強すぎないか?)
 - すでに無許諾でできるものにも補償金が必要の可能性
- 財源をみつけなければならない(税金を使うのが原則。行政的疑問としてどの予算から)
- 配分方式は別に考えなければいけない
 - 共通目的(日本の補償金(ビデオソフトなど))
 - 個別配分(イギリスの公貸権など)
- 貸与の場合、配分のために図書館のカウンタ機能が必要

たとえば、

- 38条5

- 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者(第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

このための聞かれることがある主張

- 逸失利益論

- 図書館の貸与がなければ得ることができた利益を回復する仕組みが必要である
- 「街角貸し本屋論」、複本問題

- 先進国論

- アメリカを除く先進国ではどこでもやっている

- 図書館蔵書構成不見識論

- 住民サービスのあまり、図書館として主体性を欠いた蔵書構成をとることは、文化振興の観点から問題である

主張の評価

- 逸失利益論

- 38条の4の状況からスタートする
- したがって量的な理由は十分か

- 先進国論

- アメリカを除く先進国ではどこでもやっているということは事実である

- 図書館蔵書構成不見識論

- これは、図書館批判になっても、補償金要求の理由にはならない

さらに、

- 大学図書館では、
 - 「貸与」の概念は難しいが(「研究室長期貸出」)、高額専門図書などについては、共同で理由する伝統があり、それがほとんどである
 - 利用の目的は、鑑賞などではなく、(学習を含む)調査研究を主とするものである
- 専門図書館においても、同様に
 - 高額専門図書、統計資料などについて、共同で理由する伝統があり、それがほとんどである
 - 利用の目的は、鑑賞などではなく、調査研究を主とするものである

かつ、財源問題があり

- 公共図書館では、
 - 図書予算が減少している事実あり、そこからの支出は考えられない
 - そもそも、図書館振興はまだ不十分であり、サービスとしての貸出の制限を帰結しえる対応は困難である
- 大学図書館、専門図書館では、
 - 「図書館が支払う」あるならば、その財源のなかから出すか、別途の予算措置が必要であるが、現在、そのような要求を出すことは著しく困難である

現状の整理としては(個人的意見)

- 文化振興の観点から、文芸著作者に図書館における「利用」を根拠として経済的補償をすることに国民的合意は得られるか
- 文化振興の観点から、図書予算にくいこむことなく別途の財源を確保することが可能であるか
- 公共図書館以外に、大学図書館、専門図書館における貸与についても補償する必要があるのか

図書館における複製への補償

- この論点は、JASRACによるものである
 - 書籍、雑誌関係者はほとんどこれを主張していない
- この論点は、許諾による現行法制度を大幅に変更することを要求している
 - 複製権を部分的に制限している現行法は、制限されていない範囲についての許諾権を残しているが、完全に制限するのでなければ、補償金制度を導入する意味はない(図書館ではあらゆる複製が可能であり、その対価として補償金を支払うということになるだろう)
 - 著作権者から許諾権を剥奪してよいのか

図書館における(?)私的複製問題

- いわゆる「横浜市立図書館」問題
 - 図書館の一部を目的外に使用して、コピー機を設置
 - そのコピー機による複製は、30条、附則5条の2によって、当面許諾を必要としない私的複製であると解釈
 - 社会的背景は別とする(セルフ式コピーを合法化しようとしただけ?)
- 実施している館はひとつだけ
 - 31条の存在の意義を重視
 - 図書館における複製と複製一般との関係

平成14年2月以降の当事者による検討

- 「図書館等における著作物の利用に関する検討」(文化庁長官官房審議官決定による)
- 権利者：
 - 文芸家協会、映像ソフト協会、学著協、書協
- 図書館：
 - 大学、公共、日図協、専図協
- 現状(2/1,3/25,4/22):
 - それぞれが主張を復習(図書館は、 から撤退)
 - それぞれが反論を復習
 - 貸与の補償金について一般論

これからどうしたらよいのか

- 法律解釈ではない具体的な問題解決
 - 「専門家」、役人は現場を知っているわけではない
 - 電子化を考えると、1995年の悲劇のように事態の進行は想像を絶して早い
- 利用者・権利者の間での事実に基づく議論
 - 両者の調整が重要である以上、事実を踏まえた議論(1年に日本でどれだけの複製が？そのうちで大学図書館では、録音図書の作成数は？DDS会社の取扱量は？)
- 電子的な情報流通の時代における著作権者の権利保護と公益の保護とのバランス
- 著作権法は正義を求めない(誰が正しいかではない)としてみよう